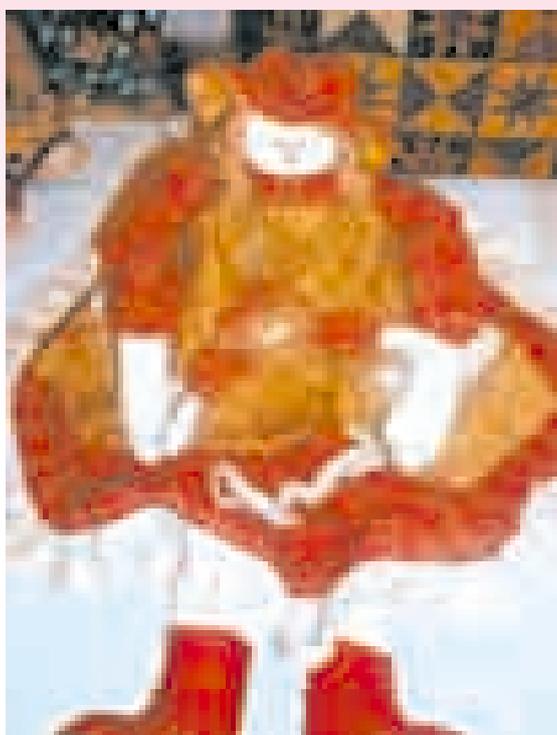


資料編

用語解説
参考資料



棚原正子さんの作品

【あ行】

「アジア太平洋障害者の十年」最終年ハイレベル政府間会合（P2）

平成14年10月、滋賀県大津市で開催された、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）主催の国際会議。27の国・地域から、NGO、国連諸機関を含め、300人以上が参加。「アジア太平洋障害者の十年」における各国の取組を評価・報告するとともに、今後の新たな10年間の行動計画となる「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択された。

IT (Information Technology) (P3、P16、P22)

情報技術のこと。その言葉の意味は広く、情報通信分野の基礎技術から応用技術の範囲まで及び。コンピュータやネットワークを活用し、情報の処理を効率化する技術全般を指すことが多い。

医学的リハビリテーション（P10、P13）

主に医療機関において医師、看護師、理学療法士、作業療法士等のスタッフが利用者の同意を得てサービスの提供を行う。具体的には、障害の予防、早期発見から診断、治療、総合評価、看護、理学療法士、作業療法士等のスタッフがチームを組み行われ、生き甲斐を持った自立生活に至るリハビリテーションの全過程に関わるサービスの基調をなすものである。

医療費公費負担制度（P7、P11）

国や地方公共団体が、医療受益者に代わってその医療費を負担する制度。身体障害者福祉法による更生医療や精神保健福祉法による措置入院・通院医療などがある。公費負担医療には、全額公費負担によるもの、対象者の負担能力にかかわらず一定割合を負担するもの、医療保険による給付を優先しこれにより給付されない部分について負担するものなどがある。

医療保護入院（P4）

精神保健福祉法に基づく入院形態の一つ。精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のための入院の必要がある者であって、精神障害のために本人の同意に基づいた入院（任意入院）が行われる状態にないと判断されたものについて、保護者の同意を得て入院させること。

エコツーリズム（P17）

訪問先の自然環境を破壊することなく、その土地特有の自然・生活文化などの資源を持続させていくような旅行の概念。

NPO (Non-profit organization) (P5、P7、P8、P19、P20、P25)

民間非営利組織(団体)。営利を目的としない民間組織一般を意味し、日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。そのうち、「特定非営利活動促進法」（通称：NPO法）に基づき、法人格を取得している団体を、特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）という。

エンパワメント（P18）

社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うこと。利用者などの主体性、人権等が脅かされている状態において、心理的、社会的に支援する過程を言う。

【か行】

介護福祉士（P13）

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格である。専門的知識をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある人に対し、入浴・排泄・食事・その他の介護を行い、介護サービス利用者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業務とする者。

介護保険制度（P 4）

高齢者などの介護を公的に保障するための社会保険。公費および被保険者（40歳以上の国民）の保険料を財源として、被保険者が介護を必要とする状態と認定された場合に、介護サービスなどの給付を受ける。市町村が保険者となり運営にあたり、サービス料金の1割が自己負担、9割は保険からサービス提供事業者を支払われる。65歳以上を第1号被保険者、40～64歳までを第2号被保険者として、保険料は第1号は年金から天引き、第2号は医療保険料に上乗せして徴収する。

ガイドヘルパー（P 13、P 20、P 26）

重度の視覚障害者や脳性麻痺等全身性障害者であって、余暇活動等の外出時における付き添いを必要とする場合、介助のために派遣されるホームヘルパーである。

基幹的社協（P 24）

地域福祉権利擁護事業の実施主体である県社協から、事業の一部を委託された市町村社会福祉協議会のことで、現在、県内には5か所の基幹的社協（名護市社協、沖縄市社協、那覇市社協、平良市社協、石垣市社協）がある。基幹的社協には、支援計画の作成や契約締結に関する業務を行う専門員、各市町村単位に生活支援員を配置して事業を推進している。

居宅生活支援事業（P 4）

高齢者、障害者等で、援助が必要な者に対し居宅においてその生活を支援する事業。居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、デイサービス事業、短期入所事業（ショートステイ）等をいう。

グループホーム（P 21、P 25）

地域社会の中にある住宅で、数人の障害のある人が家賃等を負担しながら、共同で生活する形態。同居あるいは、近隣に住んでいる専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。知的障害者、精神障害者及び痴呆性高齢者について制度化されている。

権利擁護（P 3、P 6、P 7、P 18）

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

ケアマネジメント（P 11）

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスが受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。利用者和社会資源の結びつけや、関係機関、施設との連携において、この手法が取り入れられている。

欠格条項（P 3、P 7、P 18）

資格・免許制度等において障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限したり、障害のある人に特定の業務への従事やサービスの利用などを制限・禁止する法令の規定である。

言語聴覚士（P 13）

言語聴覚士法に定められた資格を有し、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。

広域特別支援連携協議会（P 27）

「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」より、平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で示されたもの。その中で、子供のニーズに応じて必要な教育的支援が適切に提供される支援地域の体制づくりが重要であるとし、その支援地域における関係機関の円滑な連携のためには都道府県や複数の市町村が共同して設置する支援地域等において教育委員会や福祉等関係部局を含めた部局横断型の委員会として「広域特別支援連携協議会」の設置が必要であるとしている。

公共交通・移動支援情報（P 26）

公共交通機関等の交通・移動に関する情報、ガイドヘルプサービス等の人的移動支援に関する情報、自動車運転免許取得等の移動手段確保に関する情報などの障害者の社会参加に資する交通・移動手段等に関する情報

交通バリアフリー法（P 20）

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。高齢者、身体障害のある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的として制定。平成12年11月施行。

公費負担（精神障害者通院医療費公費負担制度）（P 4、P 11）

精神保健福祉法に基づき、精神障害者の適切な医療を確保するため、精神障害者が指定の病院若しくは診療所又は薬局で、入院しないで医療を受ける場合、その医療に要する費用の95%に相当する額を都道府県が負担することができる制度。

国際生活機能分類（ICF）（P 3）

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、世界保健機関（WHO）が、2001年5月第54回総会において、国際障害分類（ICIDH）の改訂版として採択した障害に関する総合的な分類。これまでの「ICIDH」が身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利）を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは環境因子という観点を加えて構成されている。

「心の輪を広げる体験作文」「障害者の日のポスター」（P 27）

障害のある人となない人が、学校や社会生活、社会活動の中で相互の心のふれあいの体験等を内容とする「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者の日」を広く国民に周知することを目的とした「障害者の日のポスター」を、内閣府と都道府県・指定都市の共催により毎年募集している。

個別の教育支援計画（P 14）

障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫した的確な教育的支援を行うため、教育・福祉・医療・労働等の関係機関の密接な連携のもと、盲・ろう・養護学校及び小・中学校等で策定する計画。

コンタクトパーソン（P 18、P 20）

一言で言うと「友人兼助言者」という意。障害者が地域の中で孤立しないよう、余暇活動や文化活動と一緒に参加したり、日常のちょっとしたことの助言や代弁を行う者。仕事ではなく人と人のつきあいとして、友人に近い存在と考えられている。

【さ行】

作業療法士（P 13）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下に、作業療法を行うことを業務とする者。

作業療法とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることを言う。

支援費制度（P 4、P 20）

障害者福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」にかわり、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。

平成15年4月から始まり、障害者施設の利用やホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなどの居宅支援が対象になっている。

市町村障害者生活支援事業（P 24）

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービス等の利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピア・カウンセリング、専門機関の照会等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援する事業。

社会的入院（P 25）

病状安定期にあって医学的には入院治療の必要がなく、本来家庭での療養が望ましいにもかかわらず介護者がいない等、家庭の事情によって病院に入院している又は入院すること。

社会福祉士（P 13）

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格で、専門的知識を持って身体上又は精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。

手話奉仕員（P 13、P 22）

派遣依頼を受けて、聴覚障害者（音声又は言語機能障害者を含む）の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者。

障害者ケアマネジメント（P 13）

障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

障害者権利条約（P 3）

「障害者の権利及び尊厳を促進・保護するための包括的・総合的な国際条約」が国連において検討されている。

障害者雇用率（P 16、P 26）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている身体障害者、知的障害者に適当な雇用の場を与えるための制度。民間の事業主にあつては1.8%、国及び地方公共団体にあつては2.1%、教育委員会にあつては2.0%、特殊法人にあつては2.1%以上の障害者（身体障害者又は知的障害者）を雇用する義務を負う。この場合、重度障害者1人は障害者2人として算入される。

障害者差別禁止法（P 3）

障害のある人が差別なく人権を保障され、自らが権利を行使できる、社会のあらゆる場面において「完全参加と平等」が実現されることを目的とする基本となる法律の制定を求める運動が行われている。

障害者就業・生活支援センター（P 26）

知的障害者や精神障害者等、就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことを目的としている。